

水戸地方裁判所委員会（第24回）議事概要

- 1 日 時 平成26年11月17日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 水戸地方裁判所大会議室
- 3 テーマ 利用しやすい裁判所とするために
(話題事項) A 簡易裁判所の民事手続の利用について
B 執行手続について
- 4 出席者 (委員)
荒木雅也，卜部晴比古，漆間晃，小野邦夫，北島重司，北村和，
日下部克通，鈴木富美子，関根亮，栃木力（委員長），中島裕，
根本祥枝，皆川昭，柳久子（敬称略）
(事務局)
金井孝夫事務局長，佐藤雅史民事首席書記官，三神晴彦刑事首席
書記官，寺澤英記事務局次長，若井啓悟総務課長
- 5 議事
 - (1) 開会
 - (2) 前回の委員会開催後の広報行事等についての活動報告
 - (3) 話題事項A「簡易裁判所の民事手続の利用について」
 - ア 話題事項についての説明
 - イ 話題事項についての意見交換（発言者：○委員）
 - 自分自身，調停委員を務めていますが，調停の場は話し合いが中心であり，法律ではこうだという言い方はよくないと感じています。
 - 調停は，費用の面でも，専門家の意見を聞くことができるという面でも，薦めることができる制度だと思います。
 - 調停や和解による解決が民事事件の場合は望ましいものと考えています。比較的簡易と感じられる事件だけでなく，事実関係が複雑な事件において

も、話し合いの中で解決案を探ることができるし、費用の負担も軽減することができます。

- 調停制度の裁判所ホームページの説明は分かりやすいと思います。今後も円満な解決を図る手立てを知ることができるよう、ホームページを充実してもらえればと思います。

(4) 話題事項 B 「執行手続について」

ア 話題事項についての説明

イ 話題事項についての意見交換（発言者：○委員，□民事首席）

- 住む家を強制退去ということになった場合、福祉との連携は図られているのでしょうか。
- 過酷な執行にならないよう、公共機関や警察にも連携を図る場合もあると思います。
- 調停や和解など話し合いで解決した事件については、履行率が高いので、執行手続に進むことはあまりないと思います。
- 調停について、どのような話し合いが行われたかというような情報提供、情報公開を行うことはできないのでしょうか。
- 調停は訴訟とは違って、非公開の手続になります。
- 調停や和解の中身が明らかになると、相場というか、事件に対する感覚のようなものを掴むことができると思います。

6 次回期日等

- (1) 平成27年6月8日（月）午後1時30分
- (2) 次回の意見交換会テーマについては、次回までに検討する。